

新潟市食育・花育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

平成26年2月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第7号

新潟市食育・花育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市食育・花育センター条例の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第1号）の
施行期日は、平成26年6月21日とする。